

# 横須賀市スポーツ大会出場者奨励金交付要綱

## (総則)

第1条 本市のスポーツの発展と健康都市宣言の実をあげるため、本市代表又は神奈川県代表としてスポーツ大会に出場する選手及び監督に対する奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (対象者)

第2条 奨励金を受けることができる者は、本市内居住者、在学者又は事業所勤労者で、県予選会又は選考会を経て全国体育大会又はスポーツ大会(国際大会を含み、出場者に賞金等が授与される大会を除く。)に出場するチーム又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外のチームに所属する者については、奨励金を交付しない。ただし、国民スポーツ大会に出場する者にあつては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる報償金の交付を受けることができる者は、奨励金の交付の対象としない。

- (1) 中学校各種競技大会出場生徒奨励費
- (2) ろう学校各種競技大会出場生徒奨励費
- (3) 市立横須賀総合高等学校各種競技大会出場生徒奨励費

## (奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人で国際スポーツ大会に出場する者 1人につき3万円
- (2) 個人で全国体育大会又はスポーツ大会に出場する者 1人につき1万円
- (3) 国際スポーツ大会に出場するチーム 1チームにつき30万円
- (4) 全国体育大会又はスポーツ大会に出場するチーム 1チームにつき10万円
- (5) 前条に規定するチームのうち、構成人員が少数の場合は、第1号又は第2号の規定により算出した額と第3号又は第4号の規定により算出した額を比較していずれかの低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人日本オリンピック委員会等から強化指定選手として認定された者(横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金の交付決定を受けている者は除く。)にあつては、5万円を加算して交付できるものとする。ただし当該申請は1年度につき1回限りとする。

## (交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、横須賀市スポーツ大会出場者奨励金交付申請書(別記様式)に大会開催要項及びチームにより出場する場合には出場者名簿を添えて市長に提出しなければならない。

## (交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認められるものに対して奨励金を交付する。

## (返還)

第6条 奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、奨励金の全部又は一部の返金を命じることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき及び人員を減少したとき。
- (2) 不正な方法によって奨励金の交付を受けたとき。

## (その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。